

# 技術資料等説明書

川内川河川事務所管内における災害時等の応急対策に関する基本協定（機械設備部門）については、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 平成29年1月27日

2. 協定締結者

九州地方整備局 川内川河川事務所長 坂元 浩二  
鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番2号

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、川内川河川事務所が管理する機械設備において災害が発生もしくは災害の発生が予想される場合や重大な故障・不具合が発生した場合に被災状況等の迅速な把握、早期復旧など緊急的に対応を実施することを想定し、あらかじめ対応の実施業者を定めることで、迅速かつ的確な対応が行える体制を構築することを目的としたものである。

(2) 基本協定区間等及び選定予定者等

1) 本協定の協定締結区間は直轄管理区間とし、応急対策の対象設備は、川内川河川事務所が管理する河川管理施設のうち機械設備（水門設備（堰・水門・樋門樋管）及び排水機場ポンプ設備とそれらの付帯設備）とする。

2) 対象設備と選定予定者数

	対象区分	施設区分	選定予定者数
対 象 設 備	水門設備	①湯之尾堰 ②真幸堰	2社程度
		③水門・樋門樋管（183施設）	5社程度
	排水機場ポンプ設備	①長崎排水機場 ②小倉排水機場 ③银杏木排水機場 ④向田排水機場 ⑤三堂川排水機場 ⑥斧渕排水機場 ⑦丸池川排水機場 ⑧内堅排水機場 ⑨東郷救急排水機場 ⑩倉野救急排水機場 ⑪竹下救急排水機場 ⑫向江救急排水機場	6社程度

なお、両設備及び複数施設での申請が可能である。

(3) 実施内容

- 1) 洪水・地震・津波等による機械設備の被災状況を把握するための緊急点検の実施。
- 2) 被災または重大な故障や不具合が発生もしくは発生の恐れがある場合の応急復旧工事または対策工事の実施。
- 3) その他、緊急的な対応の必要が生じた場合の出勤。

(4) 協定の期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間

(5) 協定締結者の選定

本協定締結者の選定については、工事等の実績、災害協定の締結実績、資格保有技術者の雇用数等を総合的に評価して協定締結者を選定する。

(6) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事等を実施する場合は速やかに工事等の請負契約を締結する。また、工事等の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

(7) 当該協定に基づき施工業者等との工事等の請負契約を取り交わす時点において、施工業者等は法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であることを条件とする。なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し、保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、工事請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えないものとする。但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

(8) 請負契約を行う協定締結者は、上記(5)による評価順位の高い順に要請する。なお、優先順位については協定締結の際に示すものとする。

#### 4. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成29・30年度機械設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成29・30年度機械設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を平成29年4月1日時点において受けていること。

なお、認定されていない者の申請は、競争に参加する資格を有しない者のした申請として、当該申請を無効とする。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 九州地方整備局の管轄区域の内、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県又は鹿児島県に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。

(5) 平成13年度以降に協定締結を希望する設備区分において、元請けとして以下に示す対象設備における工事（製作据付、修繕、改造及び改修を含む）の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

設備区分	対象設備
1) 水門設備	河川用ゲート設備の施工実績
2) 排水機場ポンプ設備	排水を目的とした河川ポンプ設備の施工実績

(6) 次に掲げる配置予定技術者を有すること。

建設業法第7条第2号イからハまたは第15条第2号イからハに掲げる者

(7) 協定締結参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から締結業者決定までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者、又は、これに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## 5. 技術資料等の総合的な評価に関する事項

### (1) 評価項目と評価内容

下表の各評価項目に基づき評価する。

なお、申請する設備区分及び施設区分については[様式-2]に記載すること。

評価項目	評価内容	配点
①対象機械設備の施工実績等 [様式-3]	<b>■施工実績</b> 平成13年度以降に元請けとして参加資格要件に示す設備にかかる工事及び点検整備した業務の施工実績により評価する。 評価は「当事務所/九州地方整備局内（港湾空港関係を除く）/他機関」の順に評価する。	工事 20
		点検 15
	<b>■工事成績</b> 過去4ヶ年度+平成28年度に完成した機械設備工事の直轄工事成績の平均点により評価する。	20
②災害協定の締結実績 [様式-4]	過去5ヶ年度+平成28年度における災害協定の締結実績を評価する。評価は「当事務所/九州地方整備局内（港湾空港関係を 除く）/他の機関/実績なし」の順に評価する。	10
③資格保有技術者の雇用数 [様式-5]	資格を保有する技術者の雇用数を評価する。 申請区分に応じて「土木施工管理技士」又は「ポンプ施設管理技術者」の総数で評価する。	15
④事務所までの派遣所要時間 [様式-6]	派遣技術者が在籍する営業所等から川内川河川事務所（薩摩川内市）までの車両による移動所要時間（一般道、高速自動車道を問わず希望する道路での時間）を評価する。 ※なお、所要時間の算出にあたってはWebサイトの地図ソフト等を利用してよいものとする。	20

### (2) 決定方式

本協定締結者の選定については、工事等の実績、災害協定の締結実績、資格保有者の雇用数等を総合的に評価し決定するものとする。

また、上記の評価選定にあたって、評価点が同じ場合は、「工事成績の評価」の高い者を上位に評価する。

## 6. 本協定に関する担当部局

〒895-0075

鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番2号（電話番号：0996-22-3287）

国土交通省 九州地方整備局 川内川河川事務所 施設管理課

担当：課長（内線391）

専門官（内線395）

## 7. 資料の作成及び提出

(1) 本基本協定に参加希望者は、下記のとおり申請書及び技術資料等を提出すること。

1) 参加要項、申請書（様式-1）及び技術資料（様式-2～6）の入手先

川内川河川事務所ホームページ（記者発表）に掲載する。

ホームページアドレス：<http://www.qsr.mlit.go.jp/sendai/>

2) 提出資料

申請書（様式-1）及び技術資料等（様式-2～6並びに添付資料）

3) 提出期間

平成29年1月27日（金）～平成29年2月24日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで

4) 提出場所

上記6. に同じ。

5) 提出方法

持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着のこと）により提出すること。

6) その他

申請書及び技術資料等の作成にあたっては、次のことに留意すること。

①申請書には「会社の代表者印」を押印すること。

②平成29・30年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の受付日、工事種別及び営業所等の住所が分かる写しを添付すること。

(2) 申請書は指定した様式により作成すること。

(3) その他

1) 申請書及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

2) 当職は、提出された申請書及び技術資料等を、参加資格の確認・評価以外に提出者に無断で使用しない。

3) 提出された申請書及び技術資料等は返却しない。

4) 提出期限以降における申請書及び技術資料等の差し替え及び再提出は認めない。

5) 申請書及び技術資料等に関する問い合わせ先は、6. に同じ。

## 6) 支店等営業所の確認

協定締結参加資格条件に定める支店等営業所(建設業法第3条第1項に基づく営業所(本店を除く。))が所在することにより協定締結参加資格を有することとなるに該当する場合、当該協定締結参加資格を有することをもって締結に参加し、協定締結者となった者は、協定締結決定通知後、協定書締結までに当該支店等営業所に関する以下の資料を提出すること。

ア) 建設業許可申請書の『別紙2(1)』もしくは『別紙2(2)』

イ) 営業所の所在及び活動状況を示す資料(資料提出前3ヶ月分の電気、水道料金の使用量のお知らせの写し)

なお、建設業許可申請書の住所と水道料金の使用量のお知らせの住所が異なる場合は、営業所の賃貸借契約書の写し、又は不動産登記簿の写し。

## 8. 選定結果の通知

(1) 平成29年3月9日(木)までにFAXにて通知する。

(2) 選定結果について質問がある場合には、担当部局に対して次により説明を求めることができる。

1) 提出期限：平成29年3月17日(金) 17時00分

2) 提出場所：上記6. に同じ。

3) 提出方法：書面(様式は自由)を提出場所に持参するものとする。

(3) 担当部局は、説明を求められたときは平成29年3月22日(水)までに説明を求めた者に対し回答する。

## 9. 技術資料等説明書に対する質問

(1) この技術資料説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

1) 提出期間：平成29年1月27日(金)～平成29年2月17日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで

2) 提出場所：上記6. に同じ。

3) 提出方法：書面(様式は自由)を提出場所に持参するものとする。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

1) 期間：平成29年1月27日(金)～平成29年2月24日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで

2) 場所：上記6. に同じ。

## 10. 技術資料等の評価

技術資料等の評価は、川内川河川事務所の職員が行う。

### 1 1. 評価結果の無効

提出した申請書において虚偽が発覚した場合には評価結果を無効とし、決定を取り消す。

### 1 2. 再苦情申立て

(1) 担当部局からの理由等の説明に不服がある場合は、理由等の説明に係る書類を受け取った日から3日(休日を含まない。)以内に書面により、川内川河川事務所長に対して再苦情の申立てを行うことができる。

(2) 再苦情の審議は、川内川河川事務所において行う。

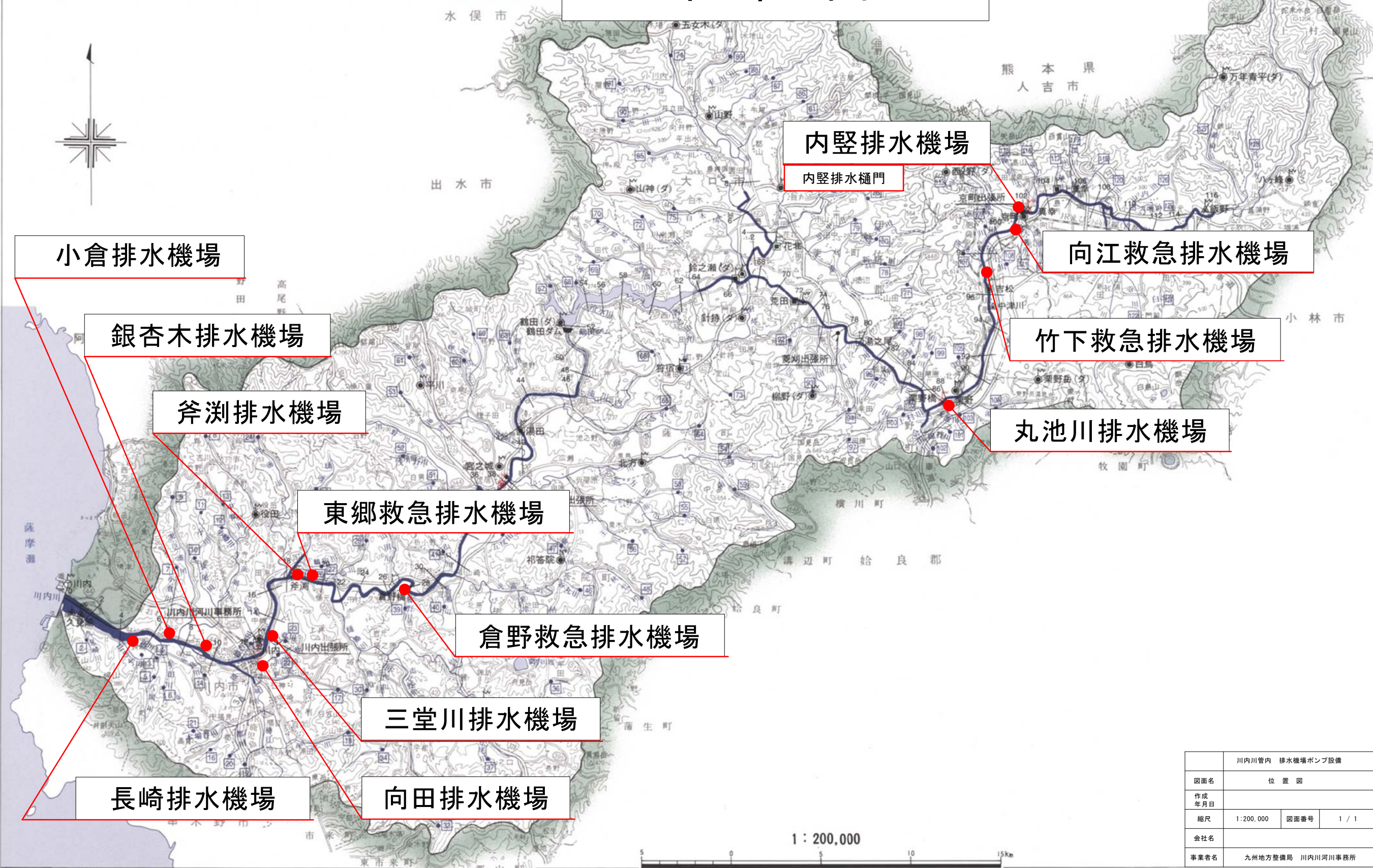
(3) 再苦情申立ての受付窓口、受付時間

受付窓口： 〒895-0075 鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番2号  
国土交通省 九州地方整備局 川内川河川事務所 経理課長  
電話番号：0996-22-3272

受付時間： 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分

# 川内川流域図

# 位置図



小倉排水機場

銀杏木排水機場

斧淵排水機場

東郷救急排水機場

倉野救急排水機場

三堂川排水機場

長崎排水機場

向田排水機場

内豎排水機場

内豎排水樋門

向江救急排水機場

竹下救急排水機場

丸池川排水機場

1 : 200,000



川内川管内 排水機場ポンプ設備			
図面名	位置図		
作成年月日			
縮尺	1:200,000	図面番号	1 / 1
会社名			
事業者名	九州地方整備局 川内川河川事務所		

この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1地勢図を複製したものである。(承認番号)昭和54複製126号

平成15年5月一部修正

編集印刷 東洋建設技術K.K. 地図部 ☎092)751-5436



# 川内川上流管内図

1:50,000

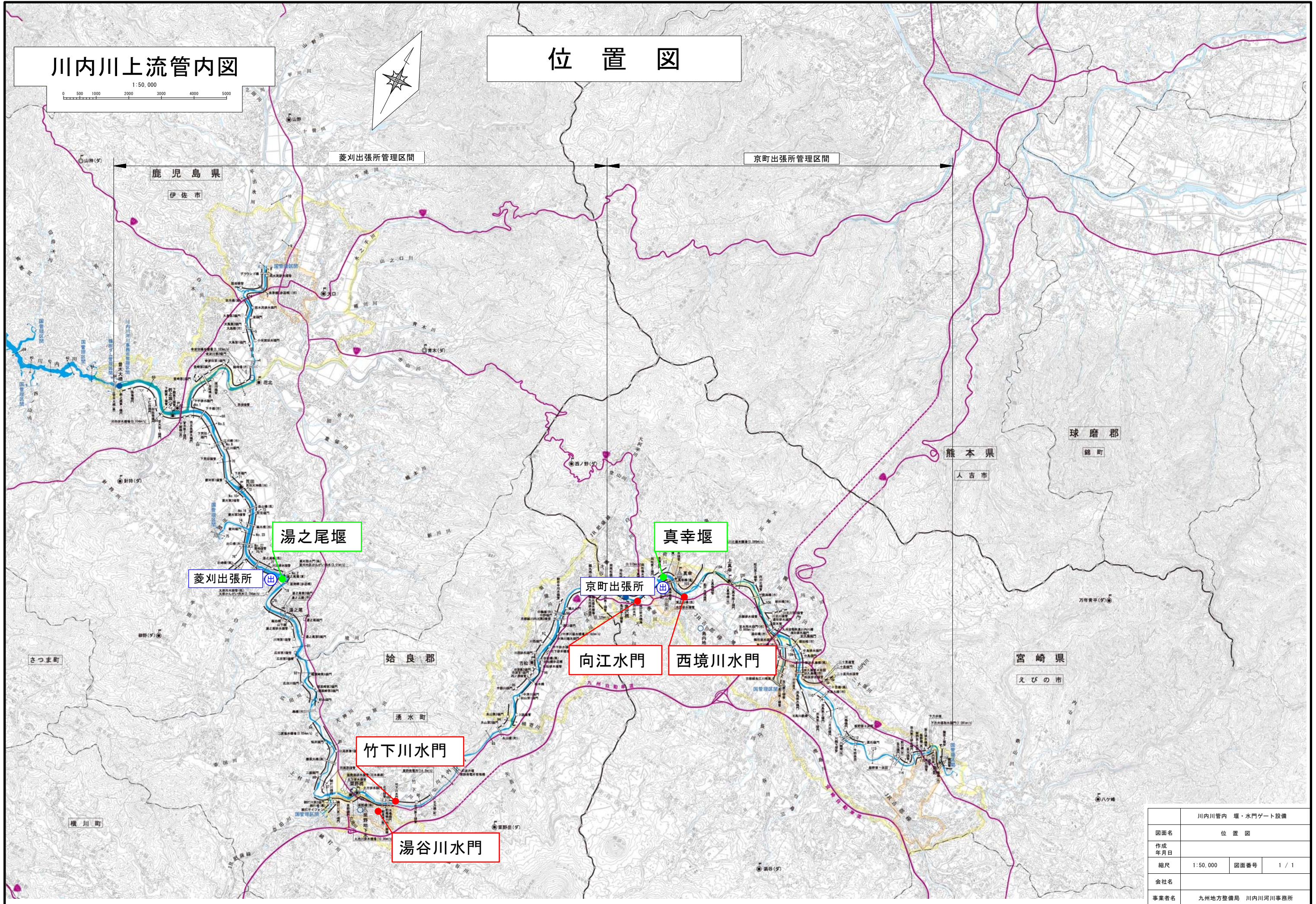
0 500 1000 2000 3000 4000 5000

# 位置図



菱刈出張所管理区間

京町出張所管理区間

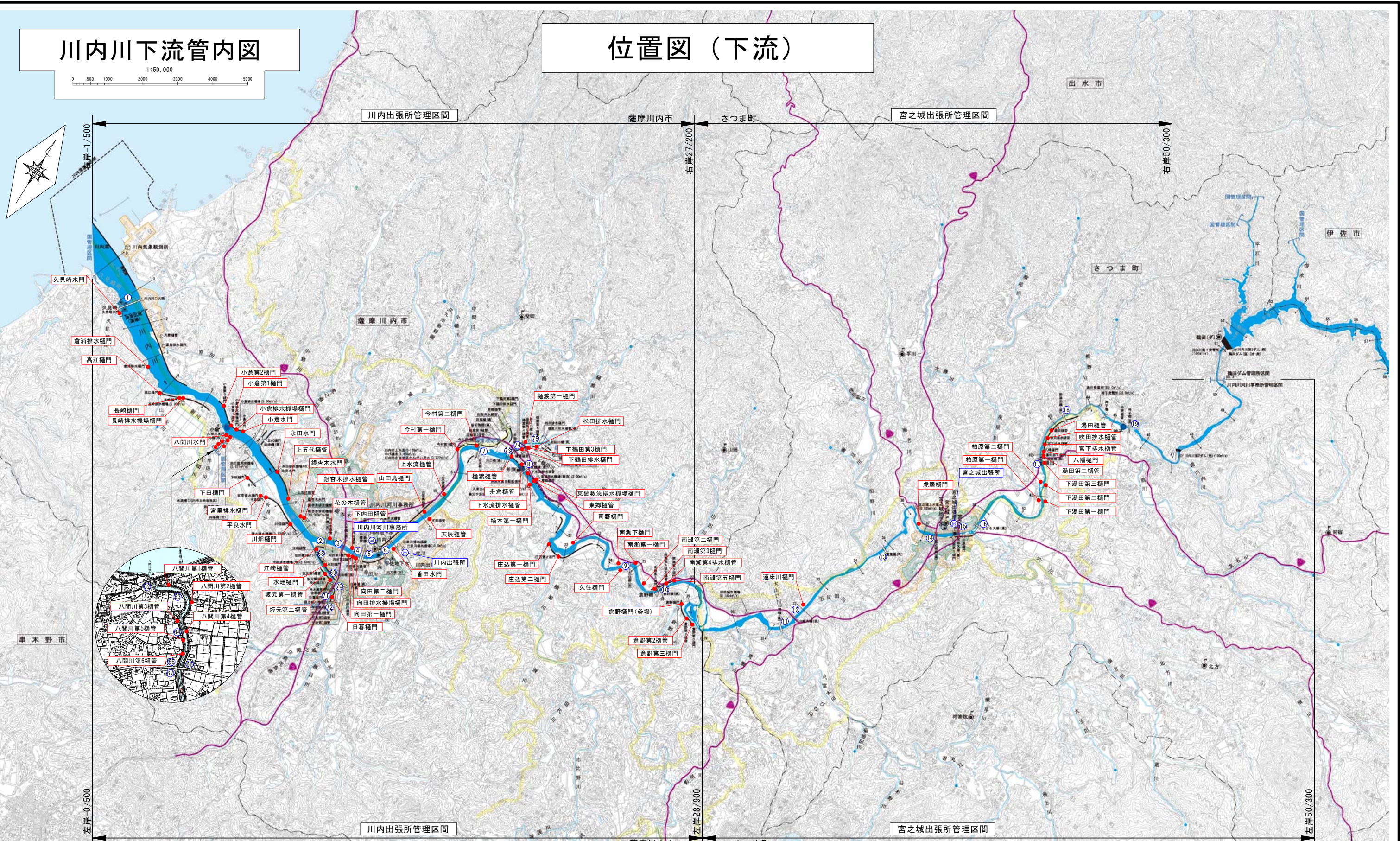


川内川管内 堰・水門ゲート設備			
図面名	位置図		
作成年月日			
縮尺	1:50,000	図面番号	1 / 1
会社名			
事業者名	九州地方整備局 川内川河川事務所		

# 川内川下流管内図

1:50,000  
0 500 1000 2000 3000 4000 5000

# 位置図（下流）



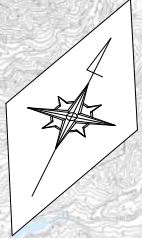
①川内川	⑬鷺鷥橋	⑥⑦水路橋
②川内河口大橋	⑭宮之城橋	⑧隈之城川
③開戸橋	⑮宮都大橋	⑨母合橋
④太平橋	⑯とどろ大橋	⑩冷水橋
⑤川内川橋梁	⑰柏原橋	⑪冷水高架橋
⑥九州新幹線川内川鉄橋	⑱新湯田橋	⑫金剛橋
⑦天大橋	⑲神子橋	⑬隈之城川橋梁
⑧白浜橋	⑳八間川	⑭樋渡川
⑨東郷橋	㉑江ノ口橋	⑮川口橋
⑩久住橋	㉒内場橋	⑯川測橋
⑪倉野橋	㉓富田橋	⑰谷之口橋
⑫山崎橋	㉔仮屋橋	
⑬山崎大橋	㉕仮屋橋側道橋	

川内川管内 樋門樋管ゲート設備			
図面名	位置図(下流側)		
作成年月日			
縮尺	1:50,000	図面番号	1 / 2
会社名			
事業者名	九州地方整備局 川内川河川事務所		

# 川内川上流管内図

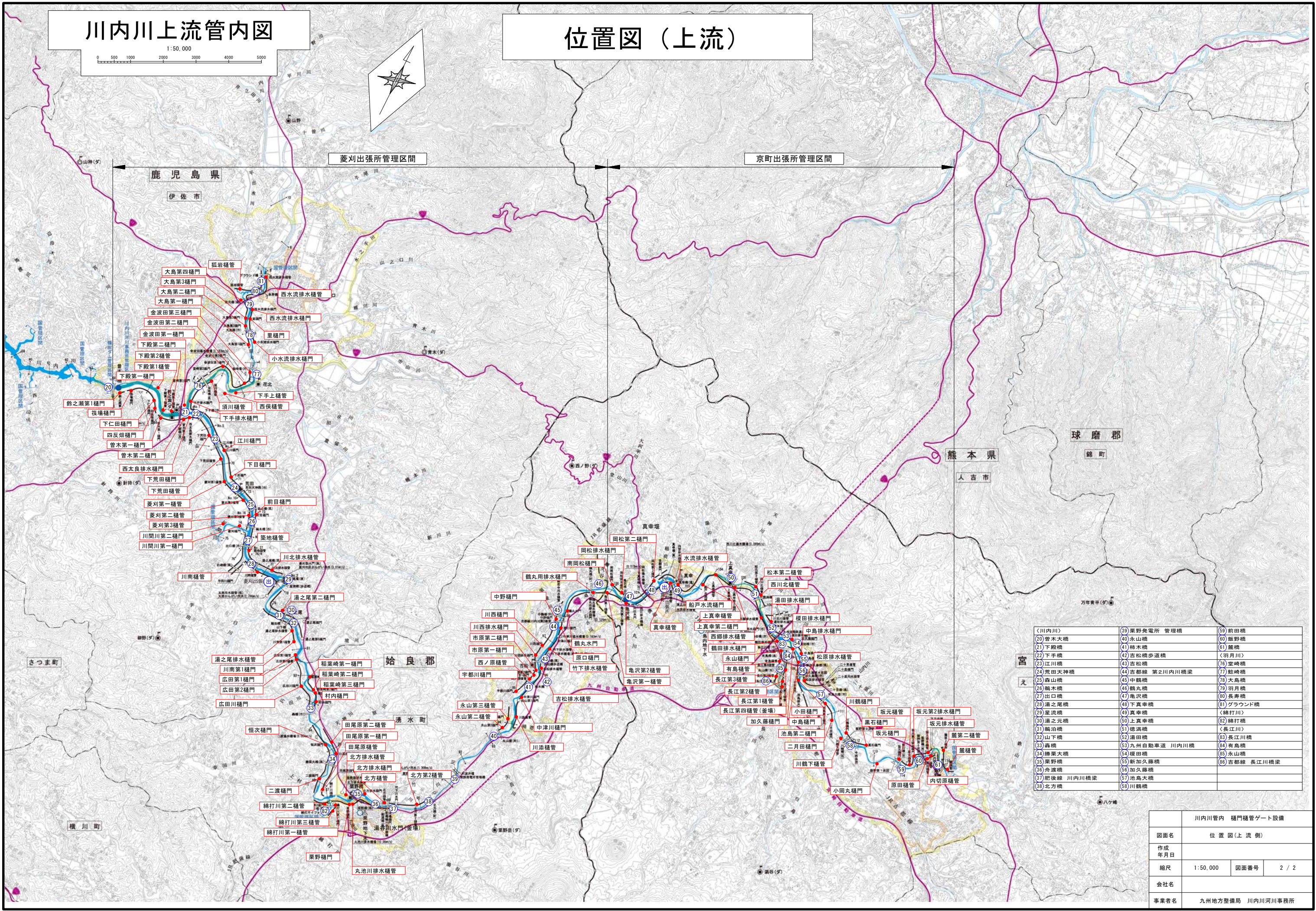
# 位置図（上流）

1:50,000  
0 500 1000 2000 3000 4000 5000



菱刈出張所管理区間

京町出張所管理区間



川内川)	39 栗野発電所 管理橋	59 前田橋
20 管木大橋	40 永山橋	60 籠野橋
21 下殿橋	41 楠木橋	61 籠橋
22 下手橋	42 吉松橋歩道橋	<羽月川>
23 江川橋	43 吉松橋	76 堂崎橋
24 荒田天神橋	44 吉都線 第2川内川橋梁	77 鈴崎橋
25 森山橋	45 中鶴橋	78 大鳥橋
26 籠木橋	46 籠丸橋	79 羽月橋
27 出口橋	47 龜沢橋	80 長寿橋
28 湯之尾橋	48 下真幸橋	81 グラウンド橋
29 星渡橋	49 真幸橋	<総打川>
30 湯之元橋	50 上真幸橋	82 籠打橋
31 籠泊橋	51 徳満橋	<長江川>
32 山下橋	52 湯田橋	83 長江川橋
33 轟橋	53 九州自動車道 川内川橋	84 有鳥橋
34 勝栗大橋	54 坂元橋	85 永山橋
35 栗野橋	55 新加久藤橋	86 吉都線 長江川橋梁
36 舟渡橋	56 加久藤橋	
37 肥後線 川内川橋梁	57 池島大橋	
38 北方橋	58 川鶴橋	

川内川管内 樋門樋管ゲート設備	
図面名	位置図(上流側)
作成年月日	
縮尺	1:50,000 図面番号 2 / 2
会社名	
事業名	九州地方整備局 川内川河川事務所

川内川河川事務所管内における災害時等の応急対策に  
関する基本協定の締結申請書(機械設備部門)

平成 29 年 ○ 月 ○ 日

九州地方整備局  
川内川河川事務所長 殿

住 所 〒 ○○○ - ○○○○  
○○県○○市○○町○○-○○

商号又は名称 株式会社 ○○建設

代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○

印

(代表者の印)

平成29年1月27日付けで公告のあった「川内川河川事務所管内における災害時等の応急対策に関する基本協定の締結(機械設備部門)」に参加したく申請します。

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第71条の規定に該当する者でないこと、並びに下記のとおり提出する資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 提出資料

- 1) 技術資料等説明書5. (1)に定める実績等を記載した書面(様式-2~6)
- 2) 添付資料一式

2. 問い合わせ先

担 当 者: ○○ ○○  
部 署: ○○部○○課  
電 話 番 号: 000-000-0000(代) [内線0000]  
F A X: 000-000-0000  
メールアドレス: ○○○○@○○○. ○○. jp

会社名： (株) ○○○○

(様式-2)

申請する設備区分及び施設区分

設備区分	申請の有無	希望する施設区分
(A) 水門設備	—	—
(B) 排水機場ポンプ設備	○	① ④ ⑤

※「別表」を参照の上、「申請する設備区分の有無」及び「希望する施設区分番号」を記載して下さい。

※両設備及び複数施設の申請が可能です。

(様式-3)

対象機械設備の工事(及び点検整備業務)施工実績等

## ■工事实績 (参加資格要件確認を兼ねる)

工事の実績区分と資格要件		(B) 排水機場ポンプ設備 排水を目的とした河川ポンプ設備の施工実績
工事名称等	工事名称	○○○○○○○○○工事
	発注機関名	△△地方整備局□□事務所
	施工場所	○○県○○市△△△町
	契約金額	○, ○○○.○百万円
	工期	平成 年 月 ~ 平成 年 月
	受注形態等	単体 / JV (出資比率)
	CORINS登録の有無	有 (CORIN登録番号) ・ 無
概要等	構造形式	立軸斜流ポンプ
	規模・寸法	5m <sup>3</sup> /s (口径1,500mm) ×3台、ガスタービン駆動

## ■点検整備業務実績(実績があれば加点評価する)

契約件名	件名	○○○○○○○○○点検
	発注機関名	△△地方整備局□□事務所
	契約金額	○○.○百万円
	履行期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月
概要等	点検対象	排水機場ポンプ設備
	施設規模等	5m <sup>3</sup> /s (口径1,500mm) ×3台、ガスタービン駆動

(様式-4)

会社名：(株)〇〇〇〇

災害協定の締結実績

■災害時等応急対策協定の締結実績 <機械設備>

協 定 等 名	〇〇事務所管内排水機場ポンプ設備災害時応急対策に関する基本協定
協定の相手方	九州地方整備局 〇〇川河川事務所 機関の別：国
協 定 期 間	H28.4.1 ～ H29.3.31
協定対象設備名等	排水機場ポンプ設備 〇〇排水機場外〇施設

※記載にあたっての留意点

- 1) 契約等件名や協定等件名は、正式な件名を記入して下さい。
- 2) 契約や協定の相手方は、正式名称を記載して下さい。
- 3) 協定締結の実績が判断できる資料(契約書写しなど)を添付して下さい。

会社名 : \_\_\_\_\_(株)〇〇〇〇\_\_\_\_\_

(様式-5)

### 資格保有技術者の雇用数

#### ■資格保有技術者の雇用数

設備区分	資格名	雇用する有資格者数
水門設備	1級土木施工管理技士	□人
	2級土木施工管理技士	□人
排水機場ポンプ設備	1級ポンプ施設管理技術者	□人
	2級ポンプ施設管理技術者	□人

※申請する設備区分に応じて記入下さい。

(様式-6)

### 事務所までの派遣所要時間

派遣技術者が在籍する営業所等の所在地を起点とする。

営業所等の部署名	:	
都道府県名	:	
市町名	:	
営業所等から川内川河川事務所（薩摩川内市）までの移動距離及び時間	:	□□km      ○○時間
(移動距離のうち高速自動車の距離及び時間)	:	□□km      ○○時間

※所要時間は、「一般道:30km/h」、「高速道:80km/h」として算出して下さい。

## 別表

設備区分	施設区分	所在地
(A) 水門設備	①湯之尾堰 ②真幸堰	鹿児島県伊佐市菱刈川南字湯田古川 宮崎県えびの市大字向江
	③水門、樋門樋管	川内川河川事務所管内
(B) 排水機場ポンプ設備	①長崎排水機場 ②小倉排水機場 ③银杏木排水機場 ④向田排水機場 ⑤三堂川排水機場 ⑥斧渕排水機場 ⑦丸池川排水機場 ⑧内豎排水機場 ⑨東郷救急排水機場 ⑩倉野救急排水機場 ⑪竹下救急排水機場 ⑫向江救急排水機場	鹿児島県薩摩川内市高江町長崎地先 鹿児島県薩摩川内市小倉町小倉地先 鹿児島県薩摩川内市宮内町宮内地先 鹿児島県薩摩川内市白和町白和地先 鹿児島県薩摩川内市天辰町馬場地先 鹿児島県薩摩川内市東郷町斧渕地先 鹿児島県始良郡湧水町木場地先 宮崎県えびの市大字水流地先 鹿児島県薩摩川内市東郷町斧渕地先 鹿児島県薩摩川内市樋脇町倉野地先 鹿児島県始良郡湧水町中津川地先 宮崎県えびの市向江地先